破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３６号
大分県日田市亀山町４番15号　グリーンマンション亀山403号
債務者　三苫　　操
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅木　自敬
4　破産債権の届出期間　平成26年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第２４７号
群馬県安中市下秋間1499番地１
債務者　本間　昭二
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石島　研二
4　破産債権の届出期間　平成26年２月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午前11時35分
6　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第７０６号
仙台市若林区六丁の目南町３番45号　星アパート102
債務者　菱沼　明男
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　道夫
4　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７０７号
仙台市若林区六丁の目南町３番45号　星アパート102
債務者　菱沼あけみ
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　道夫
4　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月27日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７２５号
宮城県宮城郡利府町しらかし台５丁目17番地２
債務者　小山　喜明
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　由麻
4　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６４号
埼玉県新座市野火止８丁目24番46号、旧住所埼玉県朝霞市泉水３丁目15番10―108号
債務者　掛井　昭夫
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
4　破産債権の届出期間　平成26年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月25日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６２０号
栃木県宇都宮市下荒針町3572番地７　いづみハイツ２―Ｃ
債務者　齋藤　知紀
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　拓矢
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月21日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７３号
茨城県土浦市小山崎329番地11
債務者　田上　佑一（旧姓飯盛）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二井矢旬子
4　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３３２号
東京都西東京市谷戸町１丁目22番１―1305号
債務者　河西　新二
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野中　康雄
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９２７号
東京都日野市万願寺３丁目32番地の５ロイヤル・レジデンス弐番館106
債務者　後藤　昌央
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　瑞穂
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月26日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２２９号
神奈川県藤沢市大庭5098番地の６
債務者　豊島　誠次
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　　宏
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月27日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０６号
川崎市宮前区有馬９丁目１番７―403号、前住所川崎市多摩区東三田３丁目10番１―220号
債務者　郡山　卓朗
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植原　健一
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月27日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
島根県大田市温泉津町温泉津ロ165番地
債務者　清谷　祐司
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　孝治
4　破産債権の届出期間　平成26年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第９８９号
東京都昭島市拝島町３丁目17番12―305号
債務者　高橋　　登
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　　充
4　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６４９号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3150番地３
債務者　成井　広行
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　有
4　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月７日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係